

4年度

「保育園のしおり」・「入所申込書」
11月1日(月)から配布します

4年度の「保育施設入所のしおり」と認可保育施設の入所申込用書類は11月1日(月)から子育て支援課(市役所2階)で配布を開始します。受け取りの際は、施設内の密集を避けるためなるべく少人数でご来庁ください。また市ホームページでも公開します。申請については、4年度から郵送での受け付けを開始します。郵送での受付期間は11月8日(月)～12月3日(金)の予定です。窓口での受け付けは、事前に電話予約をされた方に限り、11月下旬に行う予定です。詳細は、広報11月1日号でお知らせします。詳しくは同課保育・幼稚園係 ☎470・7745へ。

学童保育所の入所申し込みを受け付けます

12月1日(水)～11日(土)

4年度の学童保育所入所の申し込みを12月1日(水)～11日(土)の期間(日曜日を除く)に受け付けます。受け付け時間は、12月1日(水)～4日(土)・6日(月)～8日(水)・11日(土)が午前8時半～午後5時、9日(木)・10日(金)が午前8時半～午後8時です。学童保育所は、放課後帰宅しても、保護者の就労などに



外国籍の方も国民年金の加入が必要でず

国民年金は、日本に住所を有する20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。外国籍の方も国民年金に加入しなければなりません。国民年金に加入して、受給要件(受給資格期間が10年以上)を満たせば「老齢基礎年金」が支給されます。万が一、病やケガによって障害が残った場合には「障害基礎年金」、亡く

なられた場合には、その配偶者や子に「遺族基礎年金」が支給されます。また、短期間で帰国した場合でも、保険料の支払期間が6カ月以上あれば、帰国後2年以内に請求することにより、「脱退一時金」が受け取れます。なお、次の①・②に該当する方はご本人での加入手続きは不要です。①厚生年金保険等に加入している方 ②厚生年金保険等に加入している方の被扶養配偶者 詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。



生涯学習センター ホール 舞台部の利用再開について
生涯学習センターのホール舞台部の利用を中止していましたが、10月1日から利用を再開いたしました。詳しくは同センター ☎473・7811へ。

市税などの納期内納付にご協力ください
11月1日(月)は、市民税・都民税第3期、国民健康保険税第4期、後期高齢者医療保険料第4期、介護保険料第4期の納期です。最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行郵便局・コンビニ)で納付されるか、スマホ決済アプリをお使いになってお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

東京都「母子及び父子福祉資金」
「女性福祉資金」貸付けのご案内

都では、ひとり親家庭の方が、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金をお貸ししています。

貸付対象

①親・子・兄弟姉妹などを扶養している方(所得制限無し)
②年間所得が203万6000円以下で、母子家庭の母親として20歳未満の子を扶養したことがある方または婚姻歴がある40歳以上の方
※いずれも貸付けが自立につながる判断され、償還の計画を立てることができる方

母子及び父子福祉資金

原則として都内に6カ月以上居住する母子家庭の母親・父子家庭の父親などで、20歳未満のお子さんを扶養している方。

女性福祉資金

原則として都内に6カ月以上居住する女性のひとり親家庭の母親・父親などで、20歳未満のお子さんを扶養している方。

多胎児家庭への「移動経費補助」が始まりました

市内に住所を有する3歳未満の多胎児を養育する家庭の保護者に対し、当該多胎児に係る乳幼児健診や予防接種、市が行う母子保健事業などを

私立幼稚園

入園支度金貸付制度について

私立幼稚園に入園手続きをする際に幼稚園に納入するための資金として、対象園児一人あたり15万円を限度に、保護者に対して無利子で貸し付けを行います。ただし、貸し付けを受ける

令和3年以降の年末調整等
説明会の取りやめにについて

毎年11月に税務署主催で開催されている年末調整等説明会は、今年度以降実施されな

が対象となります。貸付けの種類・申請方法
技能習得・転宅・修学などの目的ごとに資金の種類が分かれています。申請は、事前予約の上、児童青少年課(市役所2階)へ。

資金ごとに設定されている期限内に償還していただきます。連帯保証人の有無によって利子(年1%)が掛かる場合があります。詳しくは同課助成支援係 ☎470・7736へ。

償還方法

日属する年度の年度末までに子ども家庭支援センター(わくわく健康プラザ内)で申請してください(郵送可)。申請にあたっては家庭状況を把握するための面接を受ける必要があります。詳しくは同センター ☎471・0910へ。

には市内または近隣市に住所を有する連帯保証人が必要などの条件があります。申請書類の不備などにより、貸し付けの実施まで時間がかかる場合がありますので、ご注意ください。詳しくは子育て支援課保育・幼稚園係 ☎470・7745へ。

11月のお気軽に無料相談



相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先
法律相談(各日8人)	弁護士	10月28日(木)	4日(木)	午前10時から	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738
		11月11日(木)	10日(水)	午前10時から		
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	司法書士	10月26日(火)	4日(木)	午後1時から	市役所2階相談室	
表示登記・土地の境界等相談(4人)	土地家屋調査士			午前10時から		
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	行政書士	11月4日(木)	10日(水)	午後1時から	市役所2階相談室	
税務相談(5人)	税理士	11月9日(火)	17日(水)	午後1時半から		
人権・身の上相談(4人) ※電話相談	人権擁護委員	11月11日(木)	17日(水)	午後1時半から	市役所2階相談室	
不動産取引相談(5人)	宅地建物取引士	10月28日(木)	4日(木)	午後1時から		
交通事故相談(5人)	弁護士	11月18日(木)	24日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)	社会保険労務士			午前10時から		
女性の悩みごと相談(各日4人)	女性カウンセラー	10月20日(水)	1日(月)	午前10時半～午後4時半	市役所2階相談室	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎472・0061
		11月4日(木)	15日(月)	午後4時半～22日(月)		
女性弁護士による法律相談(4人)	女性弁護士	10月22日(金)	5日(金)	午前9時半～午後0時半	東久留米市商工会館	市商工会 ☎471・7577
経営相談	市商工会経営指導員	前日までに	平日	午前10時～午後4時		
耐震相談 ※電話相談		11月は実施しません			中央相談室(成美教育文化会館内教育センター)	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可。		火曜～土曜日		午前10時～午後5時(滝山のみ水曜日は6時まで)	滝山相談室(西部地域センター内)	中央相談室 ☎473・3667 滝山相談室 ☎475・8909
母子・父子相談		開庁日		午前8時半～午後5時	児童青少年課(市役所2階)	母子・父子自立支援員 児童青少年課 ☎470・7736
身体障害者相談		12日(金)		午前10時～正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員 前月末までに障害福祉課 ☎470・7747、ファクス 475・8181
知的障害者相談		10日(水)		午前10時～正午	市役所1階相談室	知的障害者相談員 同センター ☎477・2711
心身障害者(児)相談		平日		午前9時～午後5時	さいわい福祉センター 市役所2階ワークコーナー	さいわい福祉センター支援員 ハローワーク三鷹職員 ※直接会場へ。
職業相談		開庁日		午前9時～午後5時	さいわい福祉センター 市役所2階ワークコーナー	同センター ☎477・2711
住宅増改築相談		11日(木)		午前10時～正午、午後1時～4時	市役所1階屋内ひろば	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会 ※直接会場へ。
消費者相談 ※電話相談		平日		午前10時～正午、午後1時～4時		消費生活相談員 市消費者センター ☎473・4505
行政相談		10日(水)		午前10時～正午	生活文化課(市役所2階)	行政相談委員 生活文化課 ☎470・7738
妊婦訪問		希望する方は右記へ問い合わせください。			ご自宅	助産師・保健師 健康課 保健サービス係 ☎477・0022
赤ちゃん訪問						
生活困窮者自立相談		開庁日		午前9時～午後4時	福祉総務課(市役所1階)	福祉総務課 相談支援員 ☎470・7741